

和歌山県育成甘がき「紀州あかね」の生産者登録を開始します

和歌山県果樹園芸課

和歌山県育成甘がき「紀州あかね」(以下「本かき」という。)については、本かきのブランドや生産する農業者の利益を守るため「紀州てまり」同様に、生産者登録制度を導入し、登録生産者によりのみ種苗販売を行います。

つきましては、既の実施している「紀州てまり」生産者登録要領を改定し「和歌山県育成甘がき生産者登録要領」として令和4年4月1日より本かきの生産者登録申請の受付を開始します。

なお、旧要領(紀州てまり生産者登録要領)に基づく登録生産者は、新たな手続きを経ることなく本かきを栽培できるものとします。

1 目的

本かきの県外・国外への流出を防止するなど種苗の適正な管理を行うとともに、かきは高接増殖が多く行われることから、その生産実態等を把握する。

2 生産者登録の要件

- ・和歌山県内在住であること
- ・本かきを和歌山県内で生産すること
- ・本かきの果実以外の一切を有償・無償に関わらず第三者に譲渡及び県外・国外へ持ち出さないこと
- ・その他事項について、誓約書(第2号様式)の内容に同意すること

3 生産者登録に係る手続き

提出書類 申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)

申請者が和歌山県内に在住していることを証明する書類の写し
(例:運転免許証、健康保険証等)

提出先※ 住所地を管轄する振興局農業水産振興課

※JA生産者部会員は、JA又はJA生産者部会を通じて提出することも可

4 栽培面積の報告について

登録生産者は、栽培面積の報告を行う必要があります。

提出書類 栽培面積報告書(第6号様式)

提出期限 種苗購入した場合 翌年度の5月31日まで
栽培面積の変更があった場合 〃 5月31日まで

提出先※ 住所地を管轄する振興局農業水産振興課

※JA生産者部会員は、JA又はJA生産者部会を通じて提出することも可

5 紀州あかねについて

- ・10月中下旬頃収穫可能な早生甘がき
- ・「早秋」に近い特徴的な果形
- ・果皮の赤みが強く、紅橙色
- ・サクサクした食感で食味が良く、甘みが強い
- ・糖度は「富有」と同等の17%程度
- ・生理落果が少なく、受粉は不要



本かきについては、登録生産者以外の生産は認められていません。

育成者権を侵害すると、生産者登録の取消及び種苗の廃棄請求を行います。また、以下のような民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

○育成者権の侵害例

- ・育成者権者の許諾なしに、自家用の栽培向けに増殖した種苗を譲渡・販売(種苗法第21条第2項)
- ・無断で譲受した本かき種苗を用いて、生産・譲渡・販売
- ・県外・国外への持ち出し など

●民事請求

- ・本かきの生産・販売等の差止(種苗法第33条)
- ・無断利用によって育成者権者が被った信頼の低下を回復するための措置(種苗法第44条)
- ・無断利用によって育成者権者が被った損害賠償(民法第709条) など

●刑事罰

10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、またはこれを併科。法人の場合は3億円以下の罰金(種苗法第67条、73条)など

※その他

生産者登録書を変造した場合は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金(刑法第155条)

問い合わせ先
和歌山県
農林水産部農業生産局
果樹園芸課果樹班
TEL 073-441-2902